

青色申告

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

蒲田会報

No. 814

令和5年3月号

ホームページのパスワード

b2gw

発行人 江川慎郎

ご確認ください

納税の際のご注意

①振替納税をご利用の方

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

令和4年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和5年4月24日（月）です。
消費税等の口座振替日は、4月27日（木）です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかつた場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

②現金で納税される方

令和4年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和5年3月15日（水）です。
消費税等の納期限は、3月31日（金）です。

なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。
納付書がない場合は税務署窓口などで入手の上、最寄りの金融機関または所轄税務署の納税窓口（9時～16時）で納付してください。

また、QRコードによりコンビニエンスストアで納付する方法もあります。

③他の納税方法

e-Taxで納付する方法（ダイレクト納付やインターネットバンキング等からの納付）、クレジットカードで納付する方法、スマホアプリで納付する方法があります。

※延納について

所得税等の確定申告により納付する税額（第3期分の税額）の2分の1以上の金額を3月15日（水）までに納付（振替納税の場合は4月24日に口座振替）すれば、残りの税額を令和5年5月31日（水）まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の「延納の届出欄」に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入してください（振替納税の場合、延納の届出欄に記入がなければ延納になりません）。なお、延納期間は、年0.9%の割合で利子税がかかります。



納税の方法

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正してください。また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることが出来る場合があります。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。
また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合には、税務調査の上で税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

ワンポイント情報

おもな税務カレンダー(令和5年4月～6年3月)

	国 税	地 方 税 (23区内)
4月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 4/24(月) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 4/27(木)	
5月	消費税の中間申告と納付(年3回の方) ~5/31(水)	自動車税種別割・軽自動車税種別割
6月		都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期
7月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~7/10(月)	
8月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期 ~7/31(月) 消費税の中間申告と納付(年1回・3回の方) ~8/31(木)	都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期
9月		固定資産税・都市計画税 第2期
10月		都民税・特別区民税 第3期
11月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 ~11/30(木) 消費税の中間申告と納付(年3回の方) ~11/30(木)	個人事業税 第2期
12月	消費税簡易課税制度選択届出書提出期限(注1)	固定資産税・都市計画税 第3期
1月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 ~1/22(月) 法定調書合計表の提出	都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2月	申告所得税の確定申告と納付 ~3/15(金) 消費税及び地方消費税の申告と納付 ~4/1(月) 贈与税の申告 ~3/15(金)	固定資産税・都市計画税 第4期
3月		都民税・特別区民税の申告(~15日) 個人事業税の申告(~15日) 事業所税(~15日)

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならぬことになります。

毎月	源泉所得税の納付 (~10日) 消費税の中間申告(年11回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	-------------------------------------	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日がその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の3月15日までに税務署に提出してください。

新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。

なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費…5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費…6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料…6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金…毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金…毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

青色申告特別控除65万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができます。（令和3年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高65万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ませんが、会計ソフトを利用することによって、記帳の効率化を図ることができます。

本年の「青色申告特別控除65万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会」は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、個別での対応とさせていただきます。青色申告特別控除65万円の対象になるかの確認、会計ソフトの利用申込、今後の指導の流れ等をご説明いたします。毎年何人もの方が、青色申告特別控除65万円を適用できるようになっておりますので、ご希望の方は下記によりお申込みください。

◆日 程：令和5年4月17日（月）～21日（金）
午前9時30分／午後1時30分

◆会 場：事務局

◆参加資格：パソコン（Windows10・11）を所有し、パソコンの基本操作ができること
(令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため)

◆持 ち 物：令和4年分 決算書・確定申告書（控）
現在ついている帳簿・筆記用具（ボールペン）・印鑑
4,000円（テキスト代と令和5年度分会計ソフト利用料）

◆受 付：3月27日（月）以降に、事務局までお電話ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

事業者の方へ／

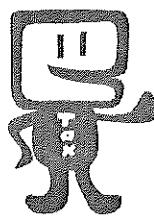
税 国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



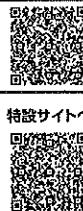
個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

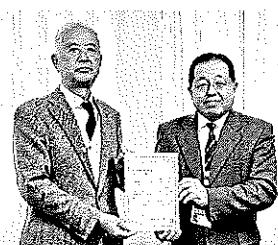
●インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用して質疑応答も行っております。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



青色コーナー協力要請
2月8日(水)、蒲田税務署において、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置に当たり、稲木署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



インボイス制度の指導について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者の申請期限は、原則として令和5年3月31日までとなります。

「適格請求書発行事業者」の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですので、ご自身で判断し、ご自身で申請手続き等を行ってください。

当会では令和5年3月31日までの期間、インボイス制度の質問等は受け付けませんので、ご了承ください。

なお、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた方につきましては、準備しなくてはならないことなどの留意点や消費税の申告等についての説明会を令和5年4月以降に開催予定ですので、会報やホームページでご確認ください。

都 税 だ より

★ 2月は固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、2月28日㈫までにお納めください。

納税には、スマートフォン決済アプリをご利用いただけるほか、インターネット上の専用サイトからクレジットカードでも納付できます。また、口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納税できますので、ぜひご利用ください。なお、口座振替のお申込方法等は、主税局徴収部納税推進課（03-1325-210955）までお問い合わせください。（土日・休日、年末始を除く午前9時から午後5時まで）

★個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対しても2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されるだけでも、どこでも納税できます。なお、税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。なお、令和4年11月から楽天銀行アプリでも納付できるようになりました。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】大田都税事務所
電話 03(3733)2411(代表)

一月 事業報告

3月23日㈭に令和5年5月～7月分
が引落しされます。なお、通帳印字をもつて
いたしませんので、ご了承ください。

青色共済会費の口座
振替をご利用の方へ

一日～八日 3月23日㈭～3月27日㈪
所得税確定申告指導会・事務局
青色コーナー協力要請状交付
蒲田税務署

一般社団法人
蒲田青色申告会
入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



3月16日㈭は青色創立記念日のため、事務局を休ませていただきます。